

# 練馬区役所プラスチック削減指針

令和元年12月19日

1 練環環第1636号制定

令和4年3月31日

3 練環環第2376号全部改正

## (目的)

**第1** この指針は、練馬区（以下「区」という。）の事務事業におけるプラスチック削減に関する基本的な事項を定めることにより、区が、率先してプラスチックごみの発生を抑制することを目的とする。

## (基本原則)

**第2** プラスチック削減における基本原則は、つぎのとおりとする。

- (1) 使い捨て(通常一度の使用で目的を終えることをいう。)プラスチックの使用を削減する。
- (2) 使い捨てプラスチックの使用が避けられない場合の対応は、つぎのとおりとする。
  - ア 生分解(自然界に存在する微生物により分解され、最終的に炭酸ガスと水に分解される)プラスチックの使用
  - イ バイオマス(サトウキビ等の生物資源を原料とする)プラスチックの使用
  - ウ 上記ア、イの対応が難しい場合は、プラスチックの使用を必要最小限に留める。
- (3) 使い捨て以外のプラスチックの使用を可能な限り削減する。
- (4) プラスチックごみが発生した場合は、適切に分別する。

## (関連団体等への要請)

**第3** 区は、つぎの団体等に区が取組に準ずる対応を要請する。

- (1) 外郭団体、公の施設の指定管理者、委託事業者および庁舎内で営業を行う行政財産使用許可等の対象となる事業者
- (2) 区と協働して事業を実施する団体

## (職員の率先行動)

**第4** 区職員の取組は、つぎのとおりとする。

- (1) 事務事業におけるプラスチックの使用を減らすよう常に意識して行動する。
- (2) マイバッグ、マイボトルおよびマイ食器等を積極的に活用する。

## (細目)

**第5** この指針を実施するために必要な事項は、別途細目で定める。

## (指針の見直し)

**第6** この指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

## 付 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。